

三重県交通安全研修センター条例

平成 7 年 3 月 1 5 日 三重県条例第 5 号

(設置)

第一条 幼児から高齢者までのすべての県民を対象とする体系的な交通安全教育を推進するため、三重県交通安全研修センター（以下「研修センター」という。）を津市に設置する。

(事業)

第二条 研修センターにおいては、次の事業を行う。

- 一 交通安全に関する教育の実施に関すること。
- 二 交通安全に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、交通安全活動を推進するために必要な業務に関すること。

(指定管理者による管理)

第三条 研修センターの管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

- 2 議会の議員、知事、副知事並びに法第八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員は、主として研修センターの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二条に規定する事業の実施に関する業務
- 二 研修センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理及び修繕に関する業務
- 三 前二号に掲げる業務のほか、知事が研修センターの管理上必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

- 一 研修センターの事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第六条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
 - 二 事業計画の内容が、研修センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
 - 三 事業計画の内容が、研修センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
 - 四 事業計画の内容が、研修センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
 - 五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。
- 2 知事は、前項の規定により審査した結果、研修センターを最も効果的に管理することができることを認め、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

(選定委員会)

第六条の二 知事は、前条第一項の審査を適正に行うため、知事の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
 - 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
 - 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項
 - 三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項
- 3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員は、研修センターの管理に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定等の告示)

第七条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- 一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。
- 二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(協定の締結)

第八条 知事は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 研修センターの管理に関する事項
- 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
- 三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- 四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- 五 県が支払うべき管理費用に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第九条 指定管理者は、毎年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して一月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

- 一 研修センターの管理の業務の実施状況及び利用状況
- 二 研修センターの管理の業務に係る経費の収支状況
- 三 前二号に掲げるもののほか、研修センターの管理の業務の実態を把握するために必要な事項

(業務状況の聴取等)

第十条 知事は、研修センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(知事による管理)

第十一条 知事は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、管理の業

務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(開館時間)

第十二条 研修センターの開館時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更することができる。

(休館日)

第十三条 研修センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

- 一 土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 二 十二月二十九日から翌年一月三日までの日

(利用者等に対する指示)

第十四条 指定管理者は、研修センターの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者（第十六条において「利用者等」という。）に対し必要な指示をすることができる。

(原状回復義務)

第十五条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなった研修センターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第十六条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失により研修センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第十七条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、研修センターの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(規則への委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成七年五月八日から施行する。

附則（平成十四年三月二十六日、三重県条例第二十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成十七年十二月二十七日、三重県条例第九十七号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年九月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の三重県交通安全研修センター条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三重県交通安全研修センター条例（次項において「新条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 3 新条例第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附則（平成十九年三月二十日、三重県条例第三号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。（後略）

（出納長等に関する経過措置）

2 この条例の施行の際改正法附則第三条第一項の規定により在職する出納長の任期中に限り、第八条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定（中略）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附則（平成十九年七月四日、三重県条例第五十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

三重県交通安全研修センター条例施行規則

平成7年5月8日、三重県規則第39号

（趣旨）

第一条 この規則は、三重県交通安全研修センター条例（平成七年三重県条例第五号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（研修の申込み）

第二条 三重県交通安全研修センター（第四条において「研修センター」という。）において、交通安全に関する研修を受けようとする者は、あらかじめ指定管理者に研修の申込みをしなければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第三条 条例第五条の規定により申請をしようとするものは、知事が指定する日までに、指定管理者指定申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 条例第五条第一号に規定する事業計画書
- 二 定款、規約その他これらに類する書類
- 三 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- 四 貸借対照表、収支計算書その他経営状況に関する書類
- 五 その他知事が必要と認める書類

（委員長）

第四条 条例第六条の二第一項に規定する選定委員会（以下「選定委員会」という。）に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

（会議）

第五条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 選定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第六条 選定委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属させる委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する委員がその職務を行う。

(委員の責務)

第七条 委員は、条例第五条の規定により指定管理者の指定を申請したもの（次項及び次条において「申請団体」という。）に対し、指定管理者の選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行ってはならない。

- 2 委員は、次に掲げる場合には、速やかに知事に報告しなければならない。
 - 一 委員が申請団体と利害関係を有するものと認められる場合
 - 二 申請団体から委員に対し、指定管理者の選定に関する働きかけがあった場合
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の除斥)

第八条 委員は、申請団体と利害関係を有するものと認められる場合は、その職務の執行から除斥される。

(庶務)

第九条 選定委員会の庶務は、環境生活部において処理する。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

(補則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、研修センターの管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成十七年十二月二十七日、三重県規則第八十七号）

- 1 この規則は、平成十八年九月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 三重県交通安全研修センター条例の一部を改正する条例（平成十七年三重県条例第二十一号）附則第三項に規定する指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の三重県交通安全研修センター条例施行規則第三条の規定の例により行うものとする。

附則（平成二十年五月二十七日、三重県規則第五十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

(第3条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書		
		年 月 日
三重県知事 様		
	主たる事務所の所在地	
申請者	法人等の名称	
	代表者の氏名	印
三重県交通安全研修センター条例第5条の規定により、三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定を受けたいので申請します。		

〈参考〉

三重県行政組織規則の一部を改正する規則（平成24年3月30日、三重県規則第19号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 17 三重県交通安全研修センター条例施行規則（平成七年三重県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。
第九条中「生活・文化部」を「環境生活部」に改める。